

政策会議付議事案書 (令和元年10月23日)

提案課名 市民税課、営業課

報告者名 加藤 正芳、小泉 誠

事案名	市税等の電子マネー決済 (LINE Pay及びPayPay) の導入について		資料 有																							
目的・必要性	<p>本市では、平成24年4月1日から横浜銀行を委託先とするコンビニエンスストアでの市税等の収納代行業 (コンビニ収納サービス) を実施しています。</p> <p>国等がキャッシュレス決済を推進している中、横浜銀行を含む地方銀行が共同出資した地銀ネットワークサービス株式会社が提供するコンビニ収納サービスを利用し、令和2年4月からスマホアプリによる電子マネー決済 (LINE Pay及びPayPay) を導入するものです。</p>																									
経過・検討結果	<p>1 県内の導入状況 ※詳細は資料のとおり</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 779 930 831">電子マネー決済の種類</th> <th data-bbox="930 779 1118 831">自治体名</th> <th data-bbox="1118 779 1437 831">導入時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 831 930 1039" rowspan="4">モバイルレジ</td> <td data-bbox="930 831 1118 882">川崎市</td> <td data-bbox="1118 831 1437 882">平成25年1月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 882 1118 934">藤沢市</td> <td data-bbox="1118 882 1437 934">平成30年7月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 934 1118 985">海老名市</td> <td data-bbox="1118 934 1437 985">令和元年当初</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 985 1118 1039">大和市</td> <td data-bbox="1118 985 1437 1039">令和2年度中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1039 930 1256" rowspan="4">LINE Pay</td> <td data-bbox="930 1039 1118 1090">神奈川県</td> <td data-bbox="1118 1039 1437 1090">平成31年1月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 1090 1118 1142">横浜市</td> <td data-bbox="1118 1090 1437 1142">平成31年4月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 1142 1118 1193">綾瀬市</td> <td data-bbox="1118 1142 1437 1193">令和2年4月予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 1193 1118 1256">座間市</td> <td data-bbox="1118 1193 1437 1256">令和2年4月予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1256 930 1359">PayPay ※本年9月30日にヤフーアプリから移行</td> <td data-bbox="930 1256 1118 1359">伊勢原市</td> <td data-bbox="1118 1256 1437 1359">令和元年4月</td> </tr> </tbody> </table>			電子マネー決済の種類	自治体名	導入時期	モバイルレジ	川崎市	平成25年1月	藤沢市	平成30年7月	海老名市	令和元年当初	大和市	令和2年度中	LINE Pay	神奈川県	平成31年1月	横浜市	平成31年4月	綾瀬市	令和2年4月予定	座間市	令和2年4月予定	PayPay ※本年9月30日にヤフーアプリから移行	伊勢原市
電子マネー決済の種類	自治体名	導入時期																								
モバイルレジ	川崎市	平成25年1月																								
	藤沢市	平成30年7月																								
	海老名市	令和元年当初																								
	大和市	令和2年度中																								
LINE Pay	神奈川県	平成31年1月																								
	横浜市	平成31年4月																								
	綾瀬市	令和2年4月予定																								
	座間市	令和2年4月予定																								
PayPay ※本年9月30日にヤフーアプリから移行	伊勢原市	令和元年4月																								
<p>2 導入費用等</p> <p>(1) 既存のコンビニ収納サービスを利用することにより、初期導入費及び月額基本料は無料</p> <p>(2) 収納事務手数料は、コンビニ収納と同額 (1件当たり税抜き57円)</p> <p>(3) LGWANを利用したセキュリティー環境で、既存のコンビニ収納データと同様に収納データを得ることができる。</p> <p>3 市税等の支払方法</p> <p>市税等の納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンで読み取り、LINE Pay又はPayPayのアプリにより支払ができる。</p> <p>支払い限度額は、1件当たり30万円</p>																										

	<p>4 対象となる税目等</p> <p>市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、償却資産税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、児童ホーム利用料、家庭保育保育料、後期高齢者医療保険料、水道料金及び下水道使用料</p> <p>バーコードが納付書に印刷されているもの全て</p> <p>5 導入による効果</p> <p>(1) 金融機関やコンビニに行かずに支払できる。</p> <p>(2) PayPayの利用で0.5%のポイントが貯まる。</p> <p>(3) 若年層から中年層まで、幅広い年齢層からの納付が期待できる。</p> <p>6 検討結果</p> <p>(1) 市税等における徴収率の向上及び住民の便益の増進を図ることができる。</p> <p>(2) 利用率は、導入済の他市の利用状況から、市税及び上下水道料金では最大1%（市税約7,300件、上下水約4,600件）を見込む。</p>
<p>決定等を要する</p>	<p>横浜銀行を委託先とした市税等のコンビニ収納サービスを利用し、新たな収納チャンネルとして令和2年4月から電子マネー決済（LINE Pay及びPayPay）を導入すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 令和元年12月 コンビニ収納事務委託申込 収納事務委託契約締結</p> <p>2 令和2年3月 市民等への周知(広報紙、ホームページ等)</p> <p>3 令和2年4月 LINE Pay及びPayPayの利用開始 納税者への周知（納税通知書にお知らせを同封）</p>

市税等における金融機関及びコンビニエンスストア以外での納付方法の状況

1 クレジット納税について

	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	平塚市	藤沢市	厚木市	海老名市	座間市
決済代行業者	ヤフー株式会社	入札により決定 (上下水)㈱日本カード ネットワーク	エフレジ (上下水)ヤフー株式会 社	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社	NTTデータ	ヤフー株式会社	NTTデータ	ヤフー株式会社
導入時期	平成26年度	令和2年度 (上下水)平成20年2月	平成30年4月 (上下水)平成24年5月		平成30年度当初	平成31年4月	平成23年3月	令和元年6月	平成24年2月
導入税目等	■自動車税 ■上下水道料金 (神奈川県企業庁、 12市6町)	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■上下水道料金	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■上下水道料金	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■国民健康保険税	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■滞納繰越	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 (償却資産除く) ■軽自動車税 ■延滞金 ■国民健康保険税 ■介護保険料 ■後期高齢者医療保 険料	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■滞納繰越分 ■国民健康保険税 ■保育所保育料 ■給食費等	■上下水道料金
収納手数料	非公開	(上下水)自治体	納税者負担+自治体 (上下水)非公開	納税者負担+自治体	納税者負担+自治体	納税者負担	納税者負担+自治体		自治体
ランニングコスト		(上下水)非公開	(上下水)30万円		116万円	非公開	145万円	166万円	約306万円
初期導入費	2億4,580万円	約2,100万円 (上下水)約4,000万円	(上下水)60万円		1,390万円	96万円	160万円	60万円	約32万円
利用率	件数	3.40%	(上下水)19.59%	(上下水)12.72%	1.00%	0.53%	2.10%		上水9.2% 下水9.5%
	額	0.40%	(上下水)14.11%	(上下水)10.14%	0.60%	0.01%			上水7.5% 下水7.7%

2 電子納税(スマホアプリ)について

	神奈川県	横浜市	川崎市	藤沢市	伊勢原市	海老名市	大和市	綾瀬市	座間市
導入アプリ	LINE Pay	LINE Pay	モバイルレジ	モバイルレジ	PayPay	モバイルレジ	モバイルレジ	LINE Pay	LINE Pay
導入時期	平成31年1月	平成31年4月	平成25年4月	平成30年7月	令和元年当初	令和元年当初	令和2年度中	令和2年4月	令和2年4月予定
導入税目等	■自動車税 ■個人事業税 ■不動産取得税 ■上下水道料金 (神奈川県企業庁、 12市6町)	■上下水道料金	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■滞納繰越	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■滞納繰越分	■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 ■軽自動車税 ■滞納繰越分 ■国民健康保険税 ■保育所保育料 ■給食費等		■市・県民税 (普通徴収) ■固定資産税 (償却資産除く) ■軽自動車税 ■国民健康保険税 ■介護保険料 ■後期高齢者医療保 険料	■上下水道料金
契約形態	コンビニ納税における収納代行事業者と契約								
収納手数料	非公開	(上下水)非公開	コンビ納付と同額	57円/件			57円/件		
ランニングコスト		(上下水)導入年のため不明			166万円		23万円		
初期導入費		(上下水)非公開			60万円		0円		
利用率	件数	(上下水)導入年のため不明	0.01%	0.38%					
	額	(上下水)導入年のため不明	0.01%	0.61%					

政策会議付議事案書 (令和元年10月16日)

提案課名 市民税課、資産税課

報告者名 加藤 正芳、黒田 正治

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>平成31年度税制改正により地方税法が改正され、これに伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <p>(1) 車体課税の見直しとして、地方税法に定める軽自動車税の種別割について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に適用するグリーン化特例の適用期限が令和2年度分及び令和3年度分まで延長されることから、条例で定める適用期限を延長するもの</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過 平成31年 3月29日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p> <p>2 検討結果 平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正により、条例改正が必要となった項目は次のとおりです。</p> <p>(1) 軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長</p>	
決定等を要する事項	<p>次に掲げる事項を定めるため、秦野市市税条例の一部を改正すること（詳細は、資料のとおり）。</p> <p>1 軽自動車税種別割のグリーン化特例を令和3年度分まで延長すること。</p> <p>(1) 令和元年度中又は令和2年度中に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、新規取得した時期に応じて令和2年度課税分又は令和3年度課税分の1年分に限り税率を軽減するもの</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p>	
今後の取扱い	<p>令和元年12月 条例改正について議案提出 改正条例の公布（公布の日から施行） 税制度改正周知（広報紙、ホームページ等）</p>	

地方税法の改正に伴う市税条例の改正概要

令和元年10月23日

市民税課、資産税課

1 軽自動車税種別割のグリーン化特例に係る適用期限の延長

(1) 改正の概要

排出ガス性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい車両に賦課する軽自動車税の種別割について、その税率を軽減するグリーン化特例を令和3年度課税分まで延長するものです。

(2) 特例の内容

ア 適用条件及び軽減率

適用条件		軽減率
①	電気軽自動車又は天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減）	75%
②	乗用 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+30%達成車	50%
	貨物 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	
③	乗用 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	25%
	貨物 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	

イ 年税額

車種区分		標準税率	①軽減率 75%	②軽減率 50%	③軽減率 25%	
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(3) 取得期間及び適用対象

取得期間	適用対象
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度課税分
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年度課税分

2 その他

移動が生じた引用条項を改めるものです。

3 施行日

公布の日

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして同法で定める軽自動車（令和元年度中又は令和2年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ令和2年度分又は令和3年度分に限り軽減するとともに、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものであります。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 附則第25項から附則第34項までの規定中「法附則第15条第32項」を
 「法附則第15条第33項」に改める。

附則第35項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第38項」
 に改める。

附則第36項中「法附則第15条第43項」を「法附則第15条第44項」
 に改める。

附則第37項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第45項」
 に改める。

附則第38項中「法附則第15条第46項」を「法附則第15条第47項」
 に改める。

附則第48項を附則第51項とし、附則第42項から附則第47項までを3
 項ずつ繰り下げ、附則第41項の次に次の3項を加える。

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車
 に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月
 1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
 令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回
 車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、
 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
 表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

43 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車
 に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月
 1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
 令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回

車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

44 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1-24 (略)</p>	<p>1-24 (略)</p>
<p>25 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>25 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>26 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>26 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>27 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>27 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>28 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>28 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>29 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>29 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>30 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>	<p>30 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>
<p>31 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>	<p>31 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>
<p>32 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>の条例で定める割合は、 2分の1とする。</p>	<p>32 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>の条例で定める割合は、 2分の1とする。</p>
<p>33 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>	<p>33 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>

2分の1とする。

34 法附則第15条第33項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。

36 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とする。

39-41 (略)

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2分の1とする。

34 法附則第15条第32項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

35 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

36 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、零とする。

39-41 (略)

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

43 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

44 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

45-51 (略)

42-48 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の延長

(1) 改正の概要

排出ガス性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい車両に賦課する軽自動車税の種別割について、その税率を軽減するグリーン化特例を令和3年度課税分まで延長するものです。

(2) 特例の内容

ア 適用条件及び軽減率

適用条件		軽減率
①	電気軽自動車又は天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減）	75%
②	乗用 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+30%達成車	50%
	貨物 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	
③	乗用 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	25%
	貨物 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	

イ 年税額

車種区分		標準税率	①軽減率 75%	②軽減率 50%	③軽減率 25%	
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(3) 取得期間及び適用対象

取得期間	適用対象
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度課税分
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年度課税分

2 その他

移動が生じた引用条項を改めるものです。

3 施行日

公布の日

議題3

政策会議付議事案書（令和元年10月23日）

提案課名 債権回収課

報告者名 飯沼 和彦

事案名	秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <p style="text-align: center;">資料 無</p>
目的・必要性	<p>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、法定利率が引き下げられるとともに、「時効の中断」が「時効の完成猶予及び更新」と改められました。</p> <p>これに伴い、同法の改正内容との整合を図るため、秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年6月2日 民法の一部を改正する法律 公布 <p>民法において、契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される法定利率については、改正前は年5%だが、市中金利を上回っているため、法定利率が見直され、改正後は年3%とされた。この利率は3年ごとに見直されることになった。また、民法では、時効の成立を阻止する制度として「時効の中断」を定めているが、用語として分かりにくいことなどから、改正後は「時効の完成猶予及び更新」に字句が整理された。</p> <p>2 検討結果</p> <p>本市においても条例で定める「市税に準じる債権以外の公法上の債権」及び「私法上の債権」に係る延滞金及び遅延損害金の利率を、「年5%」から「民法第404条に規定する法定利率」に改めることとする。</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市債権の管理等に関する条例の一部を、令和2年4月1日から次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第10条（市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収） 民法第404条に規定する法定利率と規定する。 2 条例第29条（時効の完成猶予及び更新の処置） 「時効中断の措置」を「時効の完成猶予及び更新の処置」に改める。 	
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年12月 令和元年12月第4回市議会定例会に条例の一部改正を上程 2 令和2年 4月 条例施行 " 民法の一部を改正する法律 施行 	

債権の主な分類と特徴

分類 特徴		公債権		私債権
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生原因		公法上の原因に基づいて発生		私法上の原因（契約、不当利得など）に基づいて発生
滞納処分等		滞納処分により強制徴収可能（地方税法等）	訴訟、強制執行など民事上の法的手段が必要 （地方自治法施行令第 171 条の 2）	
時効	期 間	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項。ただし、個別の法律に定めがある場合は除く。） 介護保険料、後期高齢者医療保険料は 2 年	民法、その他の法律による。 民法の一部を改正する法律施行に伴い、主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 10 年	
	更新等の事由	納入の通知、督促、交付要求、差押え、債務の承認（一部納付）、債権の申出、仮差押えなど		
	時効の援用	不要（地方自治法第 236 条第 2 項）	必要（民法第 145 条）	
秦野市債権の管理等に関する条例上の位置付け		市税に準じる債権	市税に準じる債権以外の公法上の債権	私法上の債権
債権の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料 ・ 後期高齢者医療保険料 ・ 下水道使用料 ・ 下水道受益者負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅使用料 ・ 水道料金
延滞金及び遅延損害金		秦野市債権等の管理に関する条例（個別の法律により定めがある場合は除く。）		

1 法定利率（民法の一部を改正する法律より抜粋）

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

- 2 法定利率は、年3パーセントとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。
- 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- 5 前項の規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

2 金銭債権の消滅時効（地方自治法より抜粋）

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 強制執行等（地方自治法施行令より抜粋）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条

の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

4 時効の援用（民法より抜粋）

第一百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「年5パーセントの割合を乗じて計算した金額」を「その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「措置」を「処置」に改める。

第15条第2項後段中「すでに」を「既に」に改める。

第26条後段中「この場合において」の次に「、同章中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替え」を加える。

第27条の見出し中「延滞金」の次に「及び遅延損害金」を加え、同条中「延滞金」の次に「又は遅延損害金」を加える。

第29条の見出しを「（時効の完成猶予及び更新の処置）」に改め、同条中「時効中断の措置を講じ」を「時効の完成猶予及び更新の処置をとり」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例第10条第1項（第26条により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権について適用し、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分 の例により徴収する債権以外の公法上の債権（以下この章にお いて「市税に準じる債権以外の債権」という。）に係る納付金 について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合にお いて、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌 日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000 円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であると きは、<u>その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗 じて得た金額</u>に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴 収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出等)</p> <p>第14条 市長は、債務者について次の各号のいずれかに該当す る事情が生じたことを知った場合において、市税に準じる債権 以外の債権に係る納付金について法令の規定により本市が債権 者として配当要求その他債権の申出をすることができるとき は、直ちに、そのための<u>処置</u>をとらなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p>	<p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分 の例により徴収する債権以外の公法上の債権（以下この章にお いて「市税に準じる債権以外の債権」という。）に係る納付金 について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合にお いて、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌 日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000 円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であると きは、<u>年5パーセントの割合を乗じて計算した金額</u>に相当する 延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出等)</p> <p>第14条 市長は、債務者について次の各号のいずれかに該当す る事情が生じたことを知った場合において、市税に準じる債権 以外の債権に係る納付金について法令の規定により本市が債権 者として配当要求その他債権の申出をすることができるとき は、直ちに、そのための<u>措置</u>をとらなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p>

2 前項に規定するもののほか、市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対して担保の提供（保証人による保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続等の必要な処置をとらなければならない。

（納期限の延期の処分）

第15条（略）

2 市長は、納期限後においても、前項の規定に準じて納期限を延長する処分をすることができる。この場合において、既に発生した納付遅滞に係る延滞金については、徴収すべきものとする。

（準用）

第26条 前章の規定は、私法上の債権に係る納付金について準用する。この場合において、同章中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替え、第15条中「処分」とあるのは「特約」と読み替え、第20条第1項中「消滅時効」とあるのは「消滅時効（時効の援用を要しない債権に限る。）」と読み替え、第21条第1項第2号中「処分」とあるのは「特約」と読み替える。

（延滞金及び遅延損害金の減免）

第27条 市長は、本市が保有する債権に係る債務者がその納付金を納付しなかったことについてやむを得ない理由その他特別

2 前項に規定するもののほか、市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対して担保の提供（保証人による保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続等の必要な措置をとらなければならない。

（納期限の延期の処分）

第15条（略）

2 市長は、納期限後においても、前項の規定に準じて納期限を延長する処分をすることができる。この場合において、すでに発生した納付遅滞に係る延滞金については、徴収すべきものとする。

（準用）

第26条 前章の規定は、私法上の債権に係る納付金について準用する。この場合において、第15条中「処分」とあるのは「特約」と読み替え、第20条第1項中「消滅時効」とあるのは「消滅時効（時効の援用を要しない債権に限る。）」と読み替え、第21条第1項第2号中「処分」とあるのは「特約」と読み替える。

（延滞金の減免）

第27条 市長は、本市が保有する債権に係る債務者がその納付金を納付しなかったことについてやむを得ない理由その他特別

な理由があると認めるときは、この条例に規定する延滞金又は遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

(時効の完成猶予及び更新の処置)

第29条 市長は、納付遅滞の債務者について納付能力があると認める場合において、債務承認、交付要求、債権の申出、仮差押え等法令で定める方法により**時効の完成猶予及び更新の処置**をとり、本市が保有する債権の保全をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例第10条第1項（第26条により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権について適用し、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権については、なお従前の例による。

な理由があると認めるときは、この条例に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

(時効中断の措置)

第29条 市長は、納付遅滞の債務者について納付能力があると認める場合において、債務承認、交付要求、債権の申出、仮差押え等法令で定める方法により**時効中断の措置を講じ**、本市が保有する債権の保全をしなければならない。